

平成 28 年度 第 2 回三重県社会福祉審議会 事項書

日時：平成 29 年 1 月 23 日（月）13:30～15:30

場所：三重県合同ビル 3 階 G301 会議室

1 開会

2 議題

報告事項

- | | |
|--|------|
| (1) 民生委員・児童委員の一斉改選について
P. 5～7 | 資料 1 |
| (2) 三重県地域福祉支援計画の策定について
P. 9～14 | 資料 2 |
| (3) 三重県手話施策推進計画（中間案）について
P. 15～18 | 資料 3 |
| (4) 社会福祉施設の入所者等の安全対策について
P. 19～32 | 資料 4 |
| (5) 家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について
P. 33～36 | 資料 5 |

3 その他

4 閉会

<参考資料>

別冊 1・・・三重県手話施策推進計画（中間案）

別冊 2・・・三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）【中間案】

平成28年度第2回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

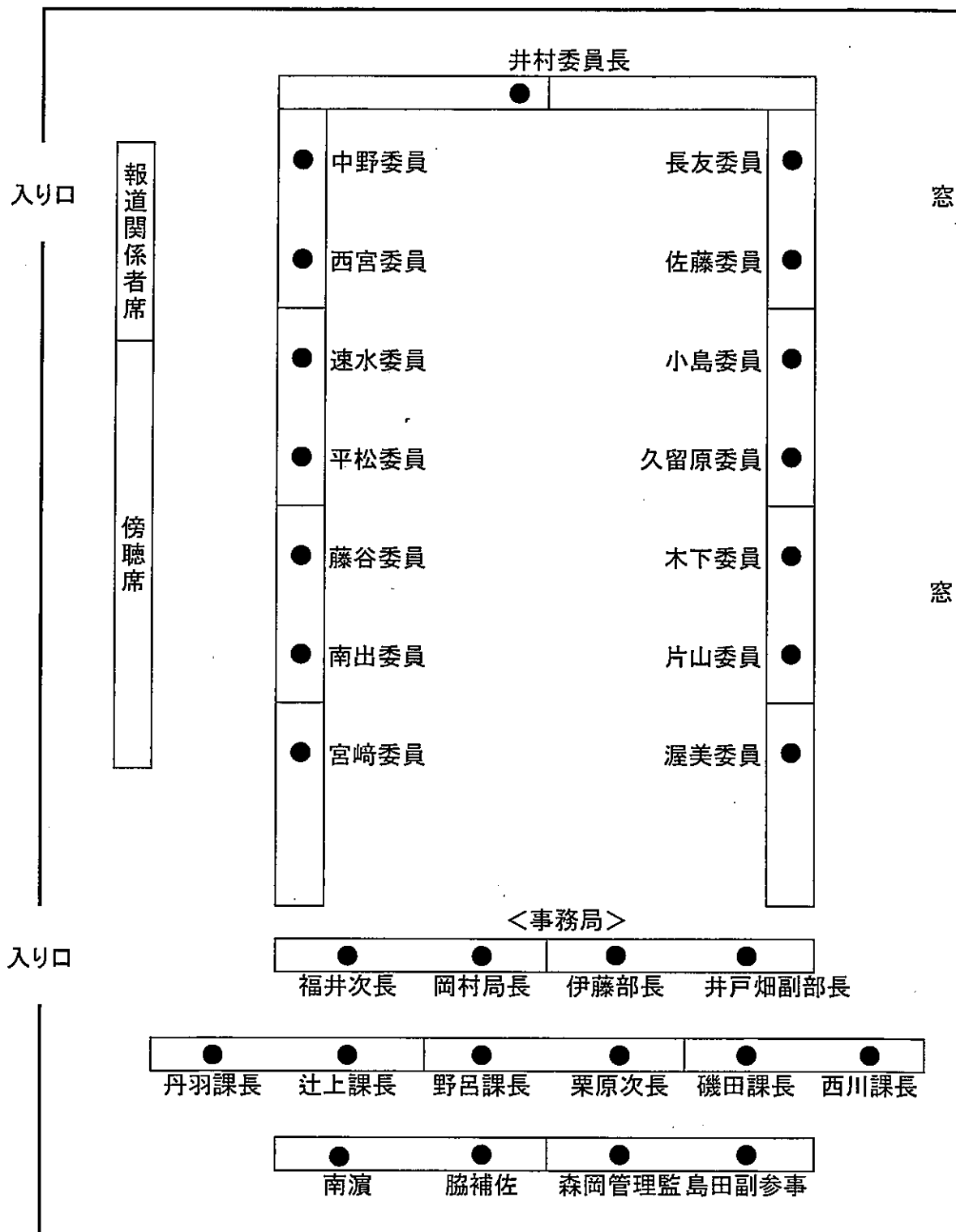
氏名	職名	出欠
あつみ ひでと 渥美 秀人	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長	○
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会 会長	○
うまおか しん 馬岡 晋	三重県医師会 常任理事	×
おがわ くくに 小川 国彦	三重県小中学校校長会	×
かたやま まさひろ 片山 真洋	三重弁護士会	○
きのした みさこ 木下 美佐子	ユニバーサルデザインのまちづくりの会	○
くる はら すすむ 久留原 進	三重県老人クラブ連合会 会長	○
こじま ともこ 小島 智子	三重県議会健康福祉病院常任委員会 委員長	○
さとう けん 佐藤 けん	公募委員	○
たけがみ まさと 竹上 真人	三重県市長会 副会長	×
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生活科学科 教授	○
なかの よしみ 中野 喜美	三重県自閉症協会 会長	○
にしだ けん 西田 健	三重県町村会 副会長	×
にしみや かつこ 西宮 勝子	三重県看護協会 会長	○
はやみ まさみ 速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会 会長	○
ひらまつ としのり 平松 俊範	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長	○
ふじたに としふみ 藤谷 俊文	三重県保育協議会 会長	○
みなみで みつあき 南出 光章	公募委員	○
みやざき こ 宮崎 つた子	三重県立看護大学 教授	○
よしかわ ひでじ 吉川 秀治	三重県労働者福祉協議会 理事長	×

○事務局

氏名	職名
いとう たかし 伊藤 隆	健康福祉部長
おかむら まさかず 岡村 昌和	健康福祉部子ども・家庭局長
いど ばた まさゆき 井戸畑 真之	健康福祉部副部長
くりはら まさあき 栗原 正明	健康福祉部次長(福祉政策担当)
ふくい なつみ 福井 夏美	健康福祉部子ども・家庭局次長
のろ ゆきとし 野呂 幸利	健康福祉部健康福祉総務課長
いそだ しんいち 磯田 晋一	健康福祉部地域福祉課長
しまだ あきひで 島田 晃秀	健康福祉部長寿介護課副参事
にしかわ けいこ 西川 恵子	健康福祉部障がい福祉課長
つじがみ ひろし 辻上 浩司	健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課長
なかざわ かずや 中澤 和哉	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課長
にわ たけし 丹羽 健	健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT担当課長
もりおか けんじ 森岡 賢治	健康福祉部人権・危機管理監
わき みつひろ 脇 光弘	健康福祉部健康福祉総務課課長補佐兼班長
みなみはま よしき 南濱 由樹	健康福祉部健康福祉総務課企画調整班主任

平成28年度第2回三重県社会福祉審議会 配席図

平成29年1月23日（月） 三重県合同ビル3F G301会議室



民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員については、平成 28 年 12 月 1 日に一斉改選が行われました。三重県においては、定数 4,197 人（うち主任児童委員 343 人）に対して、4,034 人（うち主任児童委員 337 人）が委嘱されました。

1 資格審査について

民生委員・児童委員は、市町に設置され、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされており、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を集約し、三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の意見を聴いたうえで、11 月 30 日までに厚生労働大臣に推薦しました。

民生委員審査専門分科会の審議状況

平成 28 年 9 月 20 日	民生委員・児童委員の候補者 3,663 人を適任としました。
平成 28 年 10 月 26 日	〃 323 人 〃
平成 28 年 11 月 28 日	〃 85 人 〃

*11 月 30 日までに 37 人が辞退

なお、今回の一斉改選に当たり、「三重県民生委員定数条例」の改正を行い、県全体で民生委員・児童委員 4,135 人（うち主任児童委員 333 人）の定数を 4,197 人（うち主任児童委員 343 人）としました。

2 改選状況について

定数に対する委嘱者数は以下のとおりです。（H28.12.1 現在）

民生委員・児童委員

- ・委嘱者数 4,034 人／定数 4,197 人（欠員 163 人）
- ・委嘱者数／定数 96.1%
- ・性別 男性 1,622 人（40.2%）女性 2,412 人（59.8%）
- ・新再任の別 継続 2,332 人（57.8%）新任 1,673 人（41.5%）
再任 29 人（0.7%）

（うち主任児童委員）

- ・委嘱者数 337 人／定数 343 人（欠員 6 人）
- ・委嘱者数／定数 98.3%
- ・性別 男性 35 人（10.4%）女性 302 人（89.6%）
- ・新再任の別 継続 198 人（58.8%）新任 137 人（40.6%）
再任 2 人（0.6%）

3 民生委員研修の実施について

今回の一斉改選による新任の民生委員・児童委員を対象に、次の研修を実施します。

- ・新任研修 ; 平成 29 年 1 月 18 日～3 月 1 日の間、県内 9 か所所で実施
今回の一斉改選による新任の民生委員・児童委員 約 1,700 名
- ・指導者研修 ; 平成 29 年 3 月、1 か所で実施（開催日調整中）
新任の単位民生委員児童委員協議会会長等の役員 約 150 名

1499円

民生委員・児童委員市町委嘱者数

(平成28年12月1日現在)

	定数		委嘱者数		充足率(委嘱者数/定数)	
	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員
津市	612	46	587	45	95.9%	97.8%
四日市市	602	55	590	53	98.0%	96.4%
伊勢市	305	28	278	28	91.1%	100.0%
松阪市	387	27	370	27	95.6%	100.0%
桑名市	254	24	244	24	96.1%	100.0%
鈴鹿市	370	35	361	35	97.6%	100.0%
名張市	186	16	186	16	100.0%	100.0%
尾鷲市	59	3	53	3	89.8%	100.0%
亀山市	98	9	98	9	100.0%	100.0%
鳥羽市	56	3	52	3	92.9%	100.0%
熊野市	82	4	76	4	92.7%	100.0%
いなべ市	101	8	101	8	100.0%	100.0%
志摩市	140	11	112	11	80.0%	100.0%
伊賀市	309	32	298	30	96.4%	93.8%
木曾岬町	13	2	13	2	100.0%	100.0%
東員町	52	4	52	4	100.0%	100.0%
菰野町	77	5	77	5	100.0%	100.0%
朝日町	17	2	17	2	100.0%	100.0%
川越町	28	2	28	2	100.0%	100.0%
多気町	40	2	40	2	100.0%	100.0%
明和町	51	3	51	3	100.0%	100.0%
大台町	50	3	50	3	100.0%	100.0%
玉城町	35	2	35	2	100.0%	100.0%
度会町	29	2	29	2	100.0%	100.0%
大紀町	41	2	39	2	95.1%	100.0%
南伊勢町	60	4	58	4	96.7%	100.0%
紀北町	70	4	70	4	100.0%	100.0%
御浜町	32	2	32	2	100.0%	100.0%
紀宝町	41	3	37	2	90.2%	66.7%
県計	4,197	343	4,034	337	96.1%	98.3%

三重県地域福祉支援計画の策定について

1 経緯

三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、平成 16 年 3 月に、市町の地域福祉の推進を支援するための県の地域福祉推進に関する基本的な方針等を示した『三重県地域福祉推進計画』を策定しました。この計画の対象期間は平成 16 年度からの 5 年間でしたが、各福祉分野に個別専門の法定計画があることをふまえ、平成 21 年度からの次期計画の策定は行わずに、これらの法定計画(※)を総合的に運用することで対応してきました。

しかし、福祉ニーズが多様化し、世帯単位で複数の課題を抱えるなど複雑化している中で、国における『「我が事・丸ごと」地域共生社会』の実現を目指した検討・取組の動きや、県内市町における新たな支援体制づくりの動きがあることなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進していくため、新たな県地域福祉支援計画を策定していきます。

※法定計画

- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(介護保険法の規定による「三重県介護保険事業支援計画」と老人福祉法の規定による「三重県高齢者福祉計画」を一体化)(第 6 期：平成 27 年～平成 29 年度)
- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(障害者基本法の規定による障害者計画と障害者総合支援法の規定による障害福祉計画を一体化)(後期プラン：平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法の規定による)(平成 27 年度～平成 31 年度)

2 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画は、社会福祉法にその策定が規定されており、「市町村地域福祉計画」(第 107 条)と「都道府県地域福祉支援計画」(第 108 条)があります。いずれも行政計画で策定は自治事務であることから、策定そのものは各自治体の判断に委ねられています。

(2) 市町村が策定する市町村地域福祉計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や地域福祉に関する活動への住民の参加の促進などの事項を一体的に定める計画であり、計画の策定に当たっては、各市町が主体的に行うこととされています。

県内市町においては平成 28 年 3 月末現在で 17 市町が策定済みであり、未策定の市町においても、策定方針のある市町が 5 市町となっています。

(3) 都道府県が策定する都道府県地域福祉支援計画は、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針や社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上、福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項を定める計画です。

3 新たな三重県地域福祉支援計画を策定する背景について

- ① 厚生労働省において、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現本部が立ち上げられ、市町村における総合的な相談支援体制作りなど『「我が事・丸ごと」地域共生社会』の実現に向けた検討・取組が進められています。

【我が事・丸ごとの地域づくり】

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化（地域支援事業の一体的実施と財源の確保）
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

- ② 福祉ニーズが多様化し、世帯単位で複数の課題を抱えるなど地域の課題が複雑化している中、これまでの高齢者・障がい者・児童等と分野ごと・縦割りの相談・支援でなく、包括的相談支援体制の構築が必要となっています。

平成 28 年度に国の「多機関の協働による包括支援構築事業」のモデル事業として、名張市・伊賀市において、包括的・総合的な相談支援体制の取組が進められています。

4 今後の対応について

新たな県地域福祉支援計画については、県の高齢者、障がい者の新プランの改定（平成 29 年度）や、国の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた検討・取組、生活困窮者自立支援制度の見直し（平成 30 年度）などをふまえ、平成 30 年度または平成 31 年度を目途に策定し、平成 32 年度からのみえ県民力ビジョンの次期計画に反映できるようにします。

また、今後は、国の「我が事・丸ごとの地域づくり」の取組や名張市・伊賀市をはじめ全国の自治体の先進事例の成果、県内市町の実情を把握し、県地域福祉支援計画の策定に向けて準備検討を進めます。

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに線割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNP0などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育原と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複層化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいうようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2025年度以降	指標	
施策	<p>地域課題の解決力強化/福祉サービスの一体的提供/総合的な相談支援体制づくり</p> <p>医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討/業務独占資格の対象範囲の見直し</p>	<p>設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討</p> <p>相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化の中で制度化を検討</p> <p>モデル事業等を数年間実施</p>	<p>検討結果を踏まえた対応を実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具体策について検討・結論</p> <p>資格ごとに検定・結論</p> <p>資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに関係期間短縮を実施</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の導入しを速率的に検討・実施</p>	<p>2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制/全国展開/総合的な相談支援体制/全国展開</p> <p>2021年度：新たな共通の基礎課程の実施</p>

業務独占資格の業務範囲の見直しを速率的に検討・実施

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスの「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣
本部長代理：厚生労働大臣政務官
副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）
本部長代行：厚生労働副大臣
本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

地域力強化WG

主な検討課題
住民主体の地域コミュニティづくり
主査
大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題
公的福祉サービスや計画の総合化・包括化
主査
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

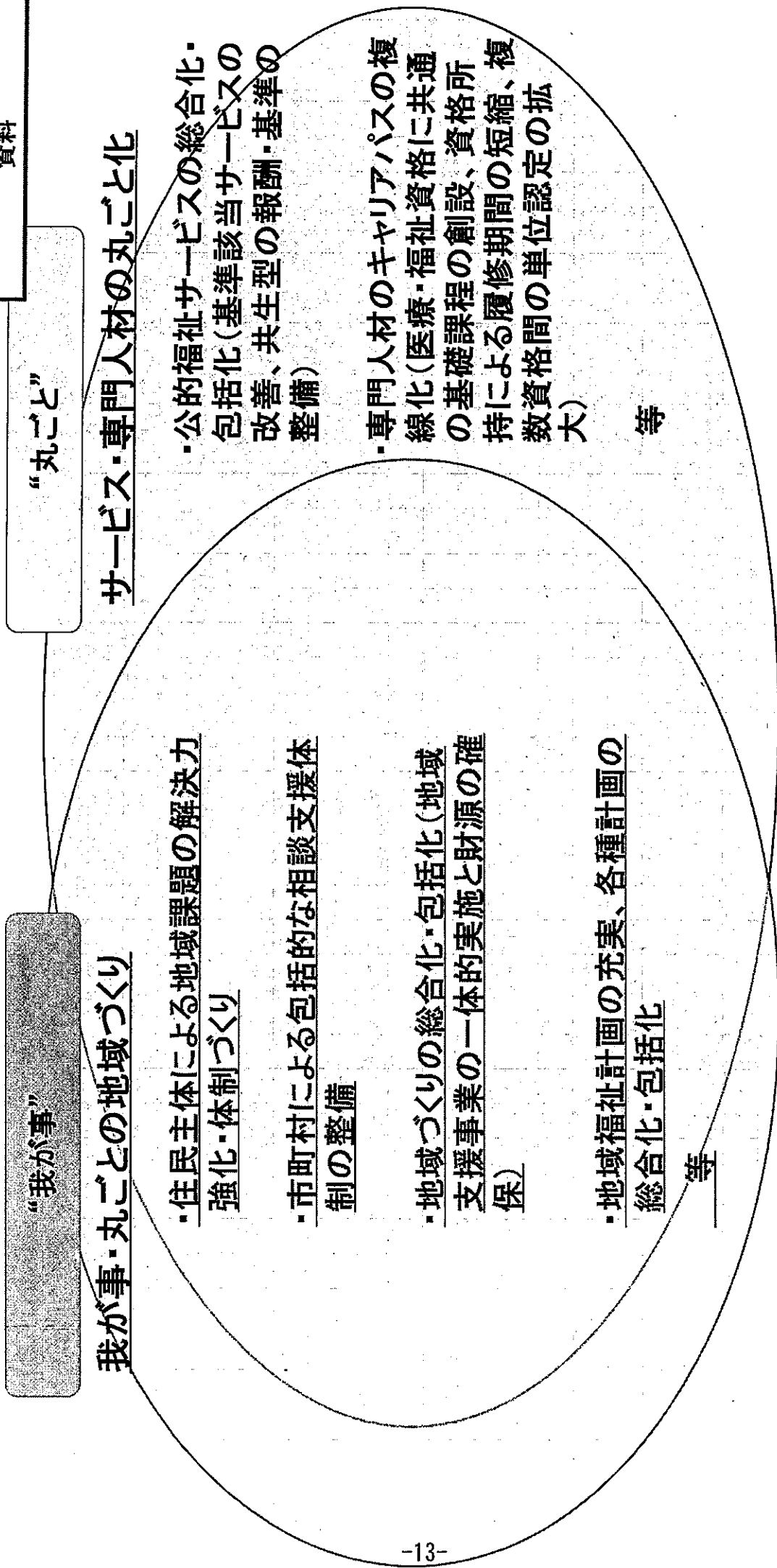
主な検討課題
医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など
主査
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

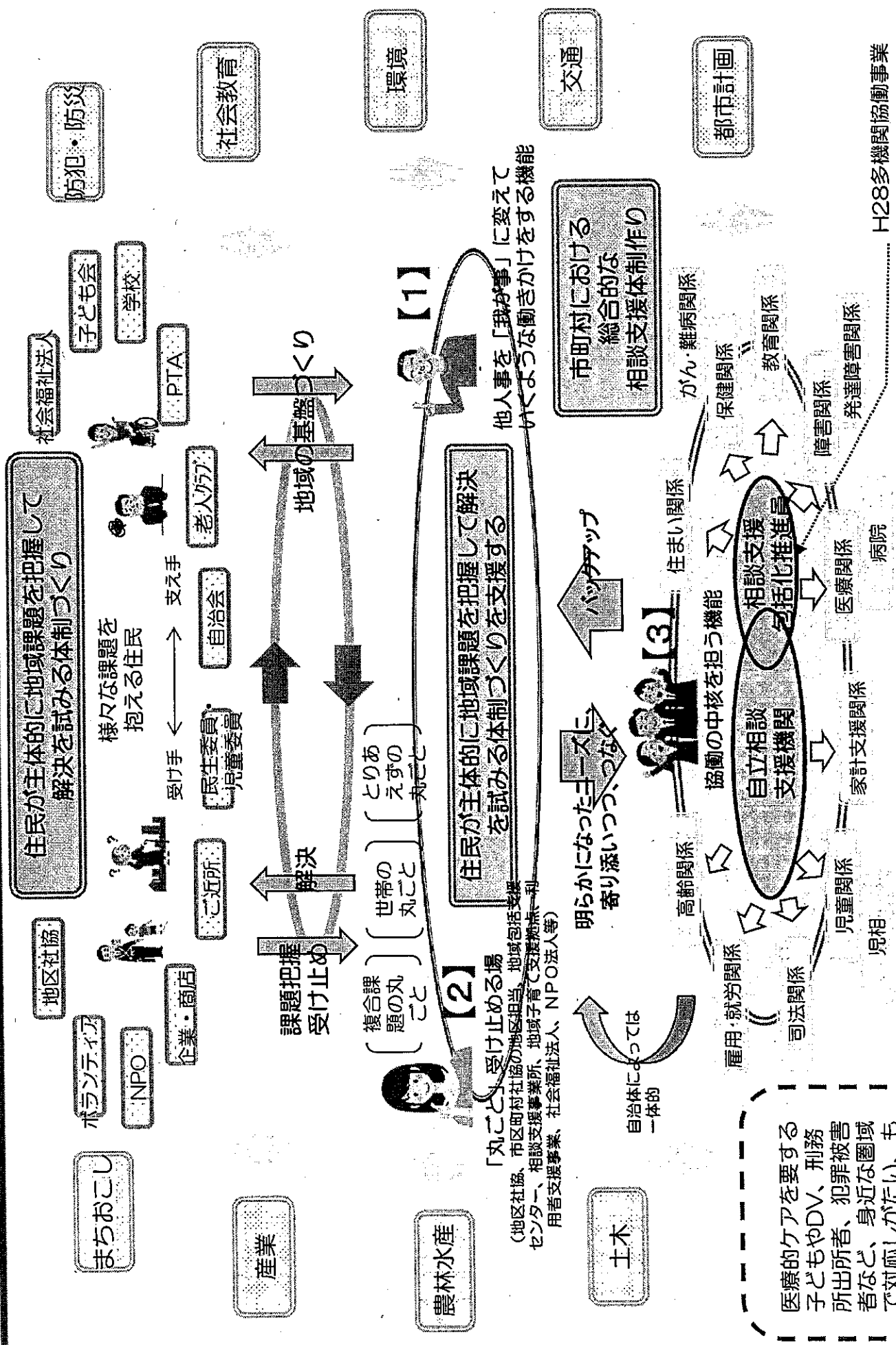
「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料



・地域共生社会の理念の共有化
・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



H28多機関協働事業

市町村

医療的ケアを要する子どもやDV、刑務所出所者、犯罪被害者など、身近な圏域で対応しがたい、もしくは本人が望まない課題にも留意。

三重県手話施策推進計画（中間案）について

1 計画の策定状況

三重県手話言語条例（以下「条例」という。）の規定に基づき策定する三重県手話施策推進計画については、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会での議論（平成28年8月30日に第1回部会開催、11月18日に第2回部会開催）を経て、このたび中間案（別冊1）を策定しました。

2 計画の中間案の概要

(1) 総論（別冊1 1頁～）

○計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

○計画の期間

プランとの整合を保つため、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。（※プランについては、平成29年度に次期計画（平成30年度～平成32年度）を策定予定）

○基本理念

手話は、

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、
 - ②ろう者の情報取得、意思表示及び他人との意思疎通手段として必要な言語である、
- という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざします。

○施策体系

条例に定められた6つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCAサイクルにより施策を推進していきます。

(2) 施策の展開（別冊1 4頁～）

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】（別冊1 4頁～）

①県政情報の手話による発信等

手話及び字幕入りテレビ情報番組の制作・放映／知事定例記者会見の動画配

- 信における手話通訳の導入検討／県のイベント・会議等における情報保障 等
- ②手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 等
- ③災害時等における手話による情報取得等のための措置
聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進／災害時における聴覚障がい者支援に関する市町との協定の締結促進 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】（別冊1 6頁～）

- ①手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
手話通訳者の人材育成推進／手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進／全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】（別冊1 7頁～）

- ①県民が手話を学習する機会の確保等
県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載／手話パンフレット・DVD等による普及啓発／県民向け手話講座の開催 等
- ②県職員に対する手話研修等の実施
県職員及び市町職員に対する研修の実施 等
- ③幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進
学校における手話を学ぶ取組の実施／聾学校との交流及び共同学習をととした手話の普及促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】（別冊1 9頁～）

- ①ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
ろう児に対する手話教育の環境整備 等
- ②ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
保護者に対する手話講習会等の実施
- ③聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】（別冊1 10頁）

- ①事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知／バリアフリー観光の推進 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】（別冊1 11頁）

- ①ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等
手話に関する調査研究への協力

2 数値目標（別冊1 11頁）

平成32年度における数値目標を設定し、施策の推進を図ります。

項目	現状 (平成27年度)	平成32年度 目標
登録手話通訳者数（県）	92人	120人
手話通訳者の派遣件数（県）	644件	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※1	—	（今後設定）
ホームページアクセス数 ※2	—	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※3	約200人	1,000人

※1 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合
（県キッズ・モニターアンケート）

※2 県の手話言語条例ホームページのアクセス数

※3 「現状（平成27年度）」は単年度実績（概数）、「平成32年度目標」は平成29年度～平成32年度の累計

（3）計画の推進（別冊1 12頁～）

○計画の推進体制

基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。（※条例に基づく県、市町及び関係機関等の役割等並びに計画推進に係る県の体制について規定）

○計画の進行管理と見直し

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進行管理と併せて、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行います。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂や本計画の進捗等の状況変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜必要な見直しを行います。

3 計画に基づく主な新規（一部新規）取組

（ア）県政情報の手話による発信

「県政チャンネル～輝け！三重人～」の録画配信（YouTube）において、手話及び字幕を挿入して配信します。また、県ホームページで配信している知事定例記者会見の動画配信に手話通訳を導入することについて検討します。

（イ）手話通訳者等の人材育成の推進

市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座については、現在、全国的にも体系的なテキストがないことから、手話奉仕員から手話通訳者への着実なステップアップにつながるよう、県独自のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話通訳者をめざす人にとって手話通訳者養成講座を受けやすい環境とな

るよう、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催等を検討します。

(ウ) 全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成

平成33年に三重県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、大会に参加する聴覚障がい者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、手話通訳者等の情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます。

(エ) 手話動画の掲載、県民向け手話講座の開催

県民が一人でも多く手話に触れ、手話に親しみ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載することを検討します。また、聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催することを検討します。

(オ) 手話パンフレット・DVD等による普及啓発

手話パンフレットや手話DVDなど、さまざまな広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター（「できるカモン」ちゃん）等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。

(カ) 聾学校との交流及び共同学習をととした手話の普及促進

全国に先がけて全校で手話を活用した指導・支援を実施してきた聾学校の取組をふまえ、聾学校と小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、小中学校・高等学校に対して手話についての理解啓発を図ります。

(キ) バリアフリー観光の推進

バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対してバリアフリー調査を行い、三重県を訪れる旅行者に情報を提供します。また、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。

4 今後の予定

平成28年12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
3月	健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告
4月～	条例の全面施行、計画に基づく施策推進

社会福祉施設の入所者等の安全対策について

1 取組経緯等

平成 28 年 7 月 26 日に神奈川県内の障害者入所施設において 46 人が死傷した事件を受け、本県では市町及び社会福祉施設に注意喚起文書を周知するとともに、庁内の関係課、警察、地域機関等による緊急連絡会議を開催し、安全確保対策及び関係機関等との連携体制について周知、確認を行いました。

また、社会福祉法人を対象とした会議で安全対策の徹底・確認を呼びかけるとともに、社会福祉施設の安全対策面での課題を抽出し、対応策を検討するため、社会福祉法人や社会福祉施設に対して調査を実施しました。

この調査の結果や国での検討結果等をふまえ、事件の再発防止に向けた取組を進めています。

(主な取組)

- ・平成 28 年 7 月 27 日：社会福祉施設等における入所者等の安全確保について注意喚起文書の周知
- ・平成 28 年 8 月 1 日：第 1 回庁内連絡会議を開催し入所者の安全確保等を確認
- ・平成 28 年 8 月 2 日：社会福祉法人対象の会議で安全対策等を徹底・確認するとともに、安全確保に向けた調査への協力を依頼
- ・平成 28 年 9 月 9 日：障がい福祉関係者、一般県民等を対象とした三重県障がい者差別解消セミナーを開催
- ・平成 28 年 9 月 15 日：社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保についての注意喚起文書（防犯についての点検項目等）の周知
- ・平成 28 年 9 月 29 日：第 2 回庁内連絡会議を開催し今後の取組等を確認
- ・平成 28 年 10 月 5 日：社会福祉施設入所者の安全確保に向けた調査結果の公表
- ・平成 28 年 10 月 6 日：各市町、関係団体、社会福祉施設管理者に調査結果を周知
- ・平成 28 年 12 月 21 日：社会福祉施設の防犯設備整備を支援する県補正予算の成立

2 社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査結果概要

(1) 回答状況（回答率等）

①障害者等関係施設	：回答率 50.3%	72 施設／143 施設
②高齢者関係施設	：回答率 46.0%	238 施設／517 施設
③児童等関係施設	：回答率 82.1%	23 施設／28 施設
④救護施設	：回答率 100.0%	3 施設／3 施設
合計	：回答率 48.6%	336 施設／691 施設

※調査結果は資料 4-1 のとおり

(2) 回答内容（主な意見・安全等対策）

①今回の事件を受けて生じた影響等

- ・利用者が戸締り確認等に敏感になっていること

- ・夜勤にあたる職員のメンタル面への配慮が必要になったこと
- ②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項
 - ・死角になる箇所等の点検・確認や防犯装置の設置・増設
 - ・夜間巡回の見直し及び強化、事件等発生時の職員対応方法の再確認
 - ・地域の方々に対する障がい者理解を図るための方法等の検討促進を確認
- ③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例
 - ・施設職員を対象に警察の防犯講習を開催
 - ・施錠の徹底や防犯器具・設備（防犯ベル、さすまた等）の設置検討
- ④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例
 - ・警察への施設の現況確認と防犯指導の依頼
 - ・地元駐在所による巡回の実施
 - ・近隣連合自治会、ボランティアの方々との連携協力の推進
- ⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例
 - ・防犯・緊急事態対応マニュアルの策定検討
 - ・緊急時の職員間の通報（連絡）体制の確認
- ⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項
 - ・職員の体制が少人数の時間帯は不審者の対応が困難であること
 - ・警察通報を含め、速やかに周りに応援を求めることが必要であること
 - ・障がい者の人権保障、利用者の尊厳を土台にした支援が必要であること
- ⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言
 - ・職員の意識のレベルアップとともに、利用者の安全・安心等を図るための人員配置の最低基準の底上げが必要
 - ・不審者情報の共有や、地域・警察との連携を進めることが必要
- ⑧その他
 - ・社会福祉施設の安全確保対策のみでなく、社会的な弱者に対する偏見や差別に着目することが必要
 - ・どの命も大切に誰にでも基本的な人権が備わっているということを社会全体で確認していくことが必要

3 関係団体（当事者、施設団体等）からの意見等の概要

事件が発生した施設は重度の知的障がい者が多く入所する施設であることから、本県の障がい者関係団体から以下の意見等が寄せられています。

- (1) 意見等が寄せられた障がい者関係団体
 - 三重県身体障害者福祉施設協議会、三重県知的障害者福祉協会、三重県障害者団体連合会、三重県視覚障害者協会、三重県聴覚障害者協会、三重県知的障害者育成会、三重県精神保健福祉会
- (2) 主な意見、安全等対策
 - ①安全対策について
 - ・事件後、防犯カメラを増やすなど、個別に対策をとっている

- ・福祉施設の安全対策を後押しできる補助金制度等の支援が必要
- ・警察官の「立ち寄り所」の指定や深夜帯のパトロール巡回が必要
- ・防犯と地域に開かれた施設との両立が課題

②職員の管理・研修及び危機管理について

- ・施設職員のメンタルヘルスが重要。また、介護職員の給与を一律アップするなどの処遇改善が必要
- ・職員研修の実施及び新任職員へのフォローアップ体制の確立。常勤換算で配置されている職員の資格取得の推奨と支援策が必要
- ・職員間の意思疎通と情報共有化、ヒヤリハットの事例分析が必要

③措置入院等について

- ・措置入院者などの情報共有を関係機関でしっかり行い、連携して退院後の対応や生活支援を行うことが必要
- ・措置入院はあくまで病気の治療にあたることが目的であり、措置入院で思想的な部分を変えることは困難

④啓発について

- ・当事者への偏見の助長や、当事者や家族は不幸であるという間違った認識により、障がい当事者はますます生きにくくなるのではないか
- ・今回の事件は思想的背景によるもので、県全体としてこのような思想が生まれにくい「環境」を醸成することが必要

4 国の動向等

(1) 国の再発防止策検討チームの設置について

厚生労働省において、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、神奈川県、相模原市が参画する「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が設置され、8回の審議を経て12月8日に報告書が公表されました。

① 厚生労働省による防犯についての点検項目の提示

中間とりまとめを受けて、9月15日、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」として、現場に必要とされる点検項目が技術的助言として都道府県等に通知されました。

(社会福祉施設等における点検項目)

ア 日常の対応

- ・所内体制と職員の共通理解
- ・不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
- ・施設等と利用者の家族の取組
- ・地域との協同による防犯意識の醸成
- ・施設設備面における防犯に係る安全確保
- ・施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

イ 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

- ・不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
- ・不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

② 報告書の概要（資料4-2参照）

- ア 共生社会の推進に向けた取組として、障がい者差別解消等の周知・啓発や、学校教育の充実、障がい者の地域移行や地域生活の支援など
- イ 退院後の医療等の継続支援として、知事等による退院後支援計画の作成、病院における退院後ニーズアセスメントの実施など
- ウ 措置入院中の診療の充実として、国における措置入院中の診療内容のガイドラインの作成など
- エ 関係機関等の協力の推進として、地域の関係者（自治体、警察、病院）の協議の場の設置など
- オ 社会福祉施設等における対応として、国の防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組の支援など

(2) 国の防犯対策等予算の状況について

国の平成28年度第2次補正予算（10月11日成立）では、社会福祉施設等の防犯対策の強化のため、障害者支援施設等の防犯カメラの設置など、必要な安全対策に係る補助経費が計上されました。

5 今後の対応方針

(1) 施設入所者の安全確保のための支援の実施

国の技術的助言に基づく社会福祉施設等における点検項目などについて、市町や社会福祉施設等に対して情報提供を行いました。

また、上記の国の平成28年度第2次補正予算に対応した県補正予算（予算額：30,297千円）により、社会福祉施設における防犯設備（防犯カメラ、非常通報装置等）の整備を支援するなど、施設の安全管理を強化する取り組みを進めることとしています。

今後も、新年度に向けて、社会福祉施設における防犯マニュアルの作成促進や障害者支援施設等の防犯対策の強化のための整備の検討など、社会福祉施設における入所者等の安全確保のための支援を実施してまいります。

(2) 防犯の観点も加えた指導監査の実施

県が行う指導監査については、これまでは危機管理について、南海トラフ地震の防災対策の取組等を重点として指導してきましたが、指導項目に防犯の観点も新たに加えた指導監査を実施してまいります。

(3) 地域社会の理解を得るための啓発等の実施

共生社会の実現に向け、“地域社会全体の意識を変えていく”という視点が重要であり、障がいに対する理解の普及・啓発を図るため、平成28年9月9日、三重県障がい者差別解消セミナーを開催しました。今後も、当事者、関係団体等から構成される自立支援協議会等と意見交換を図りながら、地域社会の理解を得るための啓発等を実施してまいります。

(4) 国の検討結果（報告書）をふまえた対応の検討

報告書では、措置入院患者の退院後の支援計画づくり、地域での支援体制づくり等が提言されていることから、今後の制度設計等の国の動向を注視しつつ、医療機関や関係団体、市町等と連携して、実効性のある支援体制の構築に取り組んでまいります。

社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査結果

平成 28 年 10 月 5 日 健康福祉部

県内の社会福祉施設等を対象に実施しました「社会福祉施設入所者の安全性確保に向けた調査」の実施結果を次のとおりとりまとめましたので報告します。

(1) 調査期間

平成 28 年 8 月 2 日 (火) から 8 月 31 日 (水) まで

(2) 回答状況 (対象施設・回答率)

①障害者等関係施設	：回答率 50.3%	72 施設／143 施設
②高齢者関係施設	：回答率 46.0%	238 施設／517 施設
③児童等関係施設	：回答率 82.1%	23 施設／28 施設
④救護施設	：回答率 100.0%	3 施設／3 施設
合計	：回答率 48.6%	336 施設／691 施設

(3) 調査項目 (回答：記述式)

- ①今回の事件を受けて生じた影響等
- ②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項
- ③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例
- ④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例
- ⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例
- ⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項
- ⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言
- ⑧その他

(4) 回答内容 (主な意見・安全等対策)

①今回の事件を受けて生じた影響等

今回の事件を受けて、施設の利用者や利用者の家族の方に不安感があるため、施設の安全対策等の現状について説明を求められる施設があり、既に説明のための会議や文書配布を行った施設がありました。また、施設職員に不安や動揺があるという施設がありました。

一方で、特に影響はない、少ないという施設もあります。

(主な意見)

- ・利用者が戸締り確認等に敏感になっていること
- ・夜勤にあたる職員のメンタル面への配慮が必要になったこと
- ・保護者会より施設の防犯対策について要望があったこと
- ・不安・混乱をきたす入所者があれば、丁寧に寄り添うよう職員に指示したこと
- ・警察から施設への安全指導や巡回があったこと
- ・近隣住民から安全等についての問い合わせがあったこと

②今回の事件を受けて見直し・確認を行った事項

今回の事件を受けて、多くの施設では、安全点検や緊急対応、夜間等における施錠の確認、防犯設備等の設置・増設など、施設の防犯対策が検討・実施されています。また、防犯訓練や危機管理等の職員研修を検討・実施するとともに、職員の人事管理を重視するほか、人権意識向上等の研修を行う施設もあります。

さらに、パトロールや地域の見守りなど、警察や地域との連携を検討・実施する施設もあります。

(主な意見)

- ・死角になる箇所等の点検・確認や防犯装置の設置・増設
- ・夜間時の施錠徹底・巡回強化、事件等発生時の職員対応方法の再確認
- ・利用者保護のための避難経路等の緊急対応の再確認
- ・地域の方々に対し障がい者理解を図るための方法等の検討促進を確認
- ・緊急時対応マニュアルの策定・確認等
- ・来訪者の確認及び面会時間の変更

③不審者の侵入、特に夜間での侵入への対応を想定した対策事例

不審者等への対応としては、夜間等における施錠の確認・徹底、緊急時の通報体制の確認を行うほか、防犯設備や防犯器具等の設置・増設を検討する施設があります。また、警察による防犯講習、夜間巡回の実施について検討・依頼する施設もあります。

(主な意見)

- ・施設職員を対象に警察の防犯講習を開催
- ・施錠の徹底や防犯設備（防犯カメラ、非常通報装置、防犯センサー、ガラスフィルム）・用具（人感ライト、防犯ベル、防犯フィルム、さすまた、防犯笛、催涙スプレー、ネットランチャー等）の設置検討
- ・警備会社との警備内容の拡充を検討

- ・地元自治会との連携確認・見直し

※主な集計結果

- ・防犯器具・設備の設置・検討：約 21.5%
- ・施設の施錠や通報体制の確認・実施：36.4%
- ・警察による講習、夜間巡回の検討・実施：3.3% 等

④不審者の侵入に備えて警察や地域住民・ボランティア等と連携している事例

不審者の侵入に備えて、警察による防犯指導や地元駐在所等によるパトロールなど、地元警察と連携した防犯対策を検討・実施している施設があります。また、日頃から行事等で地域との交流を進めるほか、地元自治会への緊急時の応援要請やボランティアの協力など、地域との連携を検討・実施している施設もあります。

(主な意見)

- ・警察への施設の現況確認と防犯指導の依頼
- ・地元駐在所等による巡回の実施
- ・三重県警察防犯の絆ネットワークへの登録
- ・日頃から行事等で交流するなど、地域との連絡・協力体制の形成
- ・緊急時の応援要請など、近隣の連合自治会、ボランティアの方々との連携協力を検討・確認

⑤不審者の侵入に備えたマニュアルの策定例

不審者等の侵入に備えたマニュアルについては、既に策定済みとする施設もありますが、大半の施設では整備されていないのが現状です。現在、マニュアルを作成中、もしくは、策定を予定・検討する施設がある一方で、策定予定なし、もしくは、策定予定はないが安全等の対策を確認・検討する施設もあります。

(主な意見)

- ・防犯・緊急事態対応マニュアルの策定を検討
- ・マニュアルはないが、緊急時における職員間の通報(連絡)体制を確認
- ・マニュアルはないが、異常があれば、警察への通報や近隣に応援依頼

※主な集計結果

- ・マニュアル策定済み：15.1%
- ・マニュアル策定中・予定・検討中：48.2%
- ・マニュアルはないが、対応検討・実施中：6.8% 等

⑥施設入所者の安全を確保するうえで課題として認識している事項

施設入所者の安全確保の課題として、職員の危機管理意識の向上が必要とする一方で、職員の配置が少人数の時間帯の対応などの職員体制上の課題があげられています。また、防犯設備の設置・増設は有効ではあるが費用負担上の課題があることや、緊急時における利用者支援の困難さが指摘されています。

さらに、警察への速やかな通報体制の構築や地域との交流・連携をいかに進めるかなどの課題があげられています。

(主な意見)

- ・ 職員の体制が少人数の時間帯は不審者の対応が困難であること
- ・ 警察通報を含め、速やかに周りに応援を求めることが必要であること
- ・ 障がい者の人権保障、利用者の尊厳を土台にした支援が必要であること
- ・ 監視カメラ等も効果的ではあるが、全ての場所に取り付けることは困難であること

⑦施設入所者の安全を向上させるための意見や提言

施設入所者の安全性向上のための意見・提言としては、緊急時における連絡体制の確認や防犯訓練を進める必要があるとするほか、防犯設備の設置・増設や防犯マニュアル策定に対する支援を求める意見がありました。

また、職員の危機管理等の意識向上が必要であるとするほか、人員配置に対する支援が必要とする意見がありました。

さらに、不審者情報の共有やパトロール強化など警察との連携や、地域住民との連携を進める必要があるとの意見がありました。

(主な意見)

- ・ 職員意識のレベルアップとともに、利用者の安全安心等を図るための人員配置の最低基準の底上げが必要
- ・ 不審者情報の共有や、地域・警察との連携を進めることが必要
- ・ 社会的な啓発・普及はもとより、人権思想に基づく支援の在り方・施設の在り方を追求していく取組が重要
- ・ インクルーシブな社会づくりを進めることが必要
- ・ 措置入院患者の退院後の地域での支援やフォローアップが必要

⑧その他

社会福祉施設の防犯対策等の情報提供や、障がい理解や人権尊重等の普及・啓発活動を進めることが必要との意見がありました。

また、緊急対応時の職員の安全確保とともに、相談体制の整備やストレス解消など職員が精神的に安定できる環境整備が必要であるとするほか、官民一体となった介護人材の確保に取り組むことが必要であるとの意見がありました。

(主な意見)

- ・ 社会福祉施設の安全確保対策のみでなく、社会的な弱者に対する偏見や差別に着目することが必要
- ・ どの命も大切に誰にでも基本的な人権が備わっているということを社会全体で確認していくことが必要
- ・ 地域に開かれた施設と安全性の確保の両立が課題
- ・ 利用者の安全はもとより、職員の安全を確保することも大切
- ・ 連続休暇の取得、相談体制整備やストレス解消など、職員が精神的に安定できる環境整備が必要
- ・ 防犯対策等の情報提供が必要
- ・ 地域住民や家族の出入りがあることが安全につながるため、日頃から開かれた施設をめざすことが必要
- ・ 官民一体となった介護人材確保に向けた取組が必要

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」報告書(概要)

1 共生社会の推進に向けた取組

検証を通じて明らかになった課題

- 今回の事件は障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景
- 偏見や差別意識を払拭し、「互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会」の実現に向けた取組を進めることが不可欠

再発防止策の方向性

- 「障害者週間」、政府広報などあらゆる機会を活用し、政府の姿勢や障害者差別解消法の理念を周知・啓発
- 学校教育をはじめあらゆる場での「心のバリアフリー」の取組の充実
- 障害者の地域移行や地域生活の支援

2 退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応

検証を通じて明らかになった課題

- 容疑者は、退院後に、医療機関や地方自治体から医療等の支援を十分受けられず
- 入院中から措置解除後まで、患者が医療等の支援を継続的に受け、地域で孤立することなく安心して生活できる仕組みの整備が必要

再発防止策の方向性

- 措置入院中から、都道府県知事等が退院後支援計画を作成(退院後支援の関係者による調整会議を開催)
- 措置入院先病院が退院後支援ニーズアセスメントを実施。その結果を都道府県知事等に確実に伝達
- 退院後は、退院後支援計画に沿って保健所設置自治体が退院後支援全体を調整(他の自治体に転出後も確実に引き継ぎ)
- 保健所等の人員体制等の充実

3 措置入院中の診療内容の充実

検証を通じて明らかになった課題

- 措置入院中の診療内容における留意事項が示されておらず、診断や治療方針の検討が不十分
- 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育において、退院後支援や薬物使用に関連する精神障害に関する内容が不十分

再発防止策の方向性

- 国が措置入院中の診療内容のガイドラインを作成。診療報酬等の対応を検討
- 卒前・卒後教育の充実による専門知識を有する医師の育成

4 関係機関等の協力の推進

検証を通じて明らかになった課題

- 警察官通報が行われたもののうち、措置入院等につながった割合は地方自治体ごとにばらつき
- 措置入院の過程で認知された具体的な犯罪情報について、関係者間で情報共有する手続き等が協議されていない
- グレーゾーン事例(※)があることについて、関係者が共通認識を持つ必要
※ 他害のおそれが精神障害によるものか判断が難しい事例

再発防止策の方向性

- 措置診察等の判断に係るチェックポイントの作成
- 地域の関係者(自治体、警察、精神科医療関係者等)の協議の場(※)を設置
※ 措置診察に至るまでの地域での対応方針、具体的な犯罪情報を把握した場合の情報提供のあり方等
- グレーゾーン事例のうち、医療・福祉による支援では対応が難しいものについての他害防止の措置は、人権保護等の観点から極めて慎重であるべき

5 社会福祉施設等における対応

検証を通じて明らかになった課題

- 地域に開かれた施設という基本的な方針と安全確保の両立を目指す必要
- 容疑者は施設の元職員。施設の職員が、心身ともに疲弊して孤立することなく、やりがいや誇りを持って働ける職場環境づくりが重要

再発防止策の方向性

- 9月に発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援
- 権利擁護の視点を含めた職員研修の更なる推進、処遇改善や心の健康管理面の強化等による職場環境の改善

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」

1 構成員

岩崎俊雄	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会副会長
久保野恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
田中正博	全国手をつなぐ育成会連合会統括
中原由美	全国保健所長会 福岡県糸島保健福祉事務所長
平田豊明	千葉県精神科医療センター病院長
松田ひろし	特定医療法人立川メディカルセンター柏崎厚生病院院長
松本俊彦	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長
村上優	独立行政法人国立病院機構榑原病院院長
◎山本輝之	成城大学法学部教授

※この他、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、神奈川県、相模原市が関係省庁等として参画 (◎：座長)

2 検討の経緯

- 8月10日 検証・検討チームの立ち上げ
- 9月14日 「中間とりまとめ～事件の検証を中心として～」公表
- 10月24日 兵庫県精神・保健福祉センターを視察
- 10月31日 第7回検証・検討チーム（関係団体からのヒアリング）
- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 | ・全国身体障害者施設協議会 |
| ・全国手をつなぐ育成会連合会 | ・公益社団法人日本知的障害者福祉協会 |
| ・全国「精神病」者集団 | ・公益社団法人日本精神科病院協会 |
| ・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 | ・日本多機能型精神診療所研究会 |
| ・公益社団法人日本精神保健福祉士協会 | |
- 11月14日 第8回検証・検討チーム
- 12月8日 報告書公表
- 厚生労働省の有識者会議（これからの精神医療保健福祉のあり方に関する検討会）において詳細な内容を検討

家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について

1 戦略の策定経緯

(1) 戦略策定の目的

少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育に対する支援の必要性が高まっていることから、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげるため、家庭教育の充実を図るための応援戦略の策定に取り組んでいます。

(2) これまでの取組状況

応援戦略の策定に向け、戦略企画部が中心となり、子どもの育ちや子育て支援を担当する子ども・家庭局、学校教育や社会教育を担当する教育委員会が参画した検討ワーキンググループを立ち上げるとともに、有識者で構成する検討委員会（以下「有識者検討委員会」という。）を設置し、検討を進めています。

【検討事項】

①家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定

現場の声を反映した即活用できる実践的な戦略を策定します。

②家庭教育を応援するための啓発コンテンツの作成

県が直接使用する、あるいは市町に提供するプログラム、啓発用資料等を作成します。

③家庭教育の充実に向けた庁内外の体制構築

「庁内体制の確立」「市町との連携強化」「関係団体等との協創」など庁内外の体制構築をめざします。

【有識者検討委員会委員】 ※敬称略、五十音順（◎：座長）

あかし	よういち	千葉敬愛短期大学 学長
明石	要一	
いとうえ	ひでみ	三重県市町保健師協議会特別委員、志摩市健康推進課健康増進係長
井上	秀美	
かいの	あつこ	三重県PTA連合会 理事（家庭教育委員会 副委員長）
海野	淳子	
◎ かいの	せ しげる	政策研究大学院大学 客員教授
貝ノ瀬	滋	
かわしま	たかゆき	NPO法人ファザーリング・ジャパン 理事
川島	高之	
たかおか	じゅんこ	ベネッセ教育総合研究所 次世代育成研究室長
高岡	純子	
はしもと	けいこ	高田短期大学 特任准教授
橋本	景子	

2 戦略の中間案の概要

(1) 戦略策定の基本的事項（別冊2 1頁～）

戦略の性格、家庭教育のとらえ方、戦略の期間等、戦略策定に際しての基本的事項を整理しています。

(2) 基本的な方向性（別冊2 18頁～）

家庭教育に関する現状と課題をふまえた上で、戦略の「基本理念」を示すとともに、めざすべき姿を実現するための「基本方針」、取組を進めるにあたっての「取組の視点」を整理しています。

①基本理念

子どもたちの豊かな未来の実現に向け
「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を
家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと
社会全体の「つながり」の中で進める
めざすべき姿

②基本方針

- ・保護者と子どもの学びの応援
- ・多様な主体で家庭を支える取組の充実
- ・家庭教育を応援する体制づくり

③取組の視点

- ・切れ目のない応援
- ・地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- ・既存の取組の活用

(3) 取組方策（別冊2 22頁～）

基本方針を具体的に展開するため、基本方針に応じた10の「取組方策」を整理しています。

- ・保護者と子どもの学びの応援
 - ①幅広い学習機会や情報の提供
 - ②学習コンテンツの充実
 - ③子どもの習慣づくり
 - ④次代の親としての学びの推進
- ・多様な主体で家庭を支える取組の充実
 - ⑤多様な主体の連携による活動の促進
 - ⑥社会全体で家庭を支える気運の醸成
- ・家庭教育を応援する体制づくり
 - ⑦応援のための基盤づくり
 - ⑧県、市町、学校等の連携強化
 - ⑨人材の養成
 - ⑩相談体制の充実

(家庭教育応援プロジェクト)

戦略策定にあたって、本戦略を効果的に進めるため、このような複数の取組をとりまとめて注力する次の3つのテーマを設定し、「家庭教育応援プロジェクト」と位置づけ、横断的・総合的取組として展開していきます。

- テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり
- テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク
- テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

(4) 戦略の推進にあたって (別冊2 54頁～)

戦略を推進するにあたって、県と市町の役割分担、庁内の役割分担および連携、戦略の進行管理等の必要な事項を整理しています。

3 子ども・家庭局としての取組

(取組状況)

子ども・家庭局では、子ども条例をふまえ、子どもの育ちを大切に考え、基本的な生活習慣の形成や心身の調和のとれた発達等を担う家庭がその役割を十分に果たせるよう、妊娠・出産・子育て家庭への支援を充実するとともに、支援を必要としている多様な家庭を応援するさまざまな取組を進めています。

家庭教育の応援については、子ども・家庭局としてもこれまでも取り組んでおり、家庭教育に資する具体的な取組として、乳幼児等の親同士の交流をはじめ、子育て家庭を応援する取組や父親向けの子育て応援講座など、市町等と連携した取組を進めているところです。

(取組方向)

戦略策定後は、戦略を効果的に進めていくため、家庭教育応援プロジェクトをふまえ上記取組に加えて、以下の方策に新たに取り組みたいと考えています。

- ・「家庭教育フォーラム(仮称)」の開催により、家庭教育に関する気運醸成を図る中で、基本的な生活習慣づくりを推進します。
- ・市町の取組が進むよう家庭教育に関する情報共有や情報交換など、市町等との連携が図られる場づくりを設定します。また、モデル事業により市町を支援し、その取組事例等の横展開を図ります。
- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や男性の育児参画の推進を一層図るなど、関係部局と連携を図り、社会全体で家庭を支える気運を高めます。

4 今後の取組

引き続き、有識者検討委員会や検討ワーキンググループにおいて検討を進めるとともに、県議会、市町、関係機関等からも意見をいただきながら、応援戦略の策定、啓発のコンテンツの作成等を進めてまいります。

(今後のスケジュール)

平成 28 年 12 月～1 月	中間案のパブリックコメント
平成 29 年 2 月 6 日	有識者検討委員会で最終案の検討
平成 29 年 3 月上旬	県議会常任委員会で最終案の説明
平成 29 年 3 月下旬	戦略策定